

佐賀県教育委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第4項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者の指定内容を変更した。

令和8年7月31日

佐賀県教育委員会教育長 甲斐直美

変更前の名称	変更後の名称	住所又は事務所の所在地	指定変更年月日	対象となる歳入等又は歳出
ニッテレ債権回収株式会社	N T S 債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目16番20号	令和8年7月31日	佐賀県育英資金貸付金未収金の収納